(15)　また、平成26年5月7日、調査の過程において新たに供給者であることが判明した1者[19]に対し、上記(13)と同様の「確認票」及び「供給者質問状」並びに上記(14)と同様の「確認票」及び「市場経済質問状」を送付した。しかし、これらに対し当該供給者から回答がなかった。

1－5－2－2　輸入者

1－5－2－2－1　質問状の送付[20]

(16)　平成26年2月14日、調査対象貨物の輸入者として調査当局が知り得た2者[21]に対し、調査対象期間中に調査対象貨物を輸入したか否かを確認するための「確認票」及び「調査対象貨物の輸入者に対する質問状」（以下「輸入者質問状」という。）を送付した。その際、指定した回答期限までに輸入者質問状に回答しない場合、日本国政府は協定6.8、協定附属書Ⅱ及びガイドライン10.に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨明示した。これに対し、1者についてはその取引は無償サンプル取引との連絡があり、当該取引は商業へ導入する取引には該当せず、本件調査の対象外になるものとして、利害関係者から除くこととした。他の1者からは輸入者質問状の回答がなかった。

1－5－2－3　本邦生産者

1－5－2－3－1　質問状の送付[22]

(17)　平成26年2月14日、調査対象貨物と同種の貨物を生産している本邦生産者として調査当局が知り得た2者[23]に対し、調査対象期間中に調査対象貨物と同種の貨物を生産したか否かを確認するための「確認票」及び「本邦の生産者に対する質問状」（以下「本邦生産者質問状」という。）を送付した。その際、指定した回答期限までに本邦生産者質問状に回答しない場合、日本国政府は協定6.8、協定附属書Ⅱ及びガイドライン10.に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨明示した。これに対し、本邦生産者2者から本邦生産者質問状の回答書が提出された。なお、本邦生産者2者から「本邦の生産者に対する質問状」の回答期限の延長申請があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

1－5－2－3－2　回答書の不備に対する確認

(18)　本邦生産者質問状の回答書を受理後、回答欄が空欄とされている箇所や必要な資料が添付されていない項目があった本邦生産者2者の回答書について、当該箇所を明示し、期限を付して、これらについて必要な追記及び添付資料を提出する意思の有無を確認し、意思がある場合は、必要な追記及び添付資料の提出を求めた。これに対し、本邦生産者2者から必要な箇所の追記及び添付資料の提出が期限内になされた。

1－5－2－3－3　追加質問状の送付

(19)　平成26年2月14日に送付した本邦生産者に対する質問状の追加質問として、同年6月16日、本邦生産者2者に対して追加質問状を送付した。その際、指定した回答期限までに質問状に回答しない場合、日本国政府は協定6.8、協定附属書Ⅱ及びガイドライン10.に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨明示した。本邦生産者2者から追加質問状の回答期限の延長申請があり、調査に支障のない範囲でこれを認め、これに対し、追加質問状を送付した本邦生産者2者から回答書が提出された。

1－5－2－4　産業上の使用者

1－5－2－4－1　質問状の送付[24]

(20)　平成26年2月14日、TDIの主な産業上の使用者として調査当局が知り得た10者[25]に対し、調査対象期間中にTDIを使用したか否か及び本調査へ協力するか否かを確認するための「確認票」及び「本邦の産業上の使用者に対する質問状」（以下「産業上の使用者質問状」という。）を送付した。これに対し、産業上の使用者4者から回答書が提出され、他の6者から回答がなかった。なお、産業上の使用者1者から回答期限の延長申請があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

1－5－3　代替国に係る選定通知

(21)　中国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下同じ。）を原産地とする調査対象貨物の生産者が、当該貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができない場合は、正常価格を算出する際に、中国の国内販売価格等ではなく、代替国で生産された同種の貨物の国内販売価格等（以下「代替国販売価格」という。）を用いることができるとされている[26]。

(22)　平成26年2月14日、代替国を選定するために、調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売が行われていると推定される代替国の候補（イラン・イスラム共和国、インド、アルゼンチン共和国、ハンガリー、ポーランド共和国、大韓民国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、アメリカ合衆国、日本国（調査当局が調査の過程で知り得た国で、代替国の候補として適当と判断した国も含む。）。）及びその選定理由について、すべての利害関係者及び輸出国政府に対し通知[27]し、意見を求めた。

(23)　上記(22)の代替国候補についての通知に対し、利害関係者1者から、①「イランの生産者KAROONは経済制裁により触媒入手ができずに、最近まで稼働できなかったと聞くので、代替候補としては不適切と考える。」、②「ポーランドの生産者Zachemは2012年3月にTDI

19　調査当局が収集した関係証拠「中国税関輸出貿易統計」

20　政令第10条第2項

21　申請書（8-1.）及び申請者から聴取した情報

22　政令第10条第2項

23　申請書（8-2.）

24　政令第13条第2項

25　申請書（8-3.）

26　中国WTO加盟議定書及び政令第2条第3項

27　平成26年2月14日付中国を原産地とする調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国の選定について